省　　令

○**財務省・農林水産省令第四号**

森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）の施行に伴い、独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令及び独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月十二日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　吉川　貴盛

独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令及び独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

第一条　独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令（平成十五年財務省・農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る業務方法書の記載事項）	（農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る業務方法書の記載事項）
第三条　信用基金が行う法第十二条第一項及び第三項に規定する業務並びに暫定措置法第六条第一項に規定する業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第三条**　信用基金が行う法第十二条第一項に規定する業務及び暫定措置法第六条第一項に規定する業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　法第十二条第一項第五号に掲げる業務（暫定措置法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる業務を含む。）及び法第十二条第三項に規定する業務に関する事項	二　法第十二条第一項第五号に掲げる業務（暫定措置法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる業務を含む。）に関する事項
三～六　（略）	三～六　（略）

第二条　独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十五年財務省・農林水産省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（企業会計原則）	（企業会計原則）
第二条　信用基金が行う法第十二条第一項及び第三項に規定する業務及びに係る会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。	**第二条**　信用基金が行う法第十二条第一項に規定する業務に係る会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。
2・3　（略）	2・3　（略）
（財務諸表）	（財務諸表）
第十条　信用基金が行う法第十二条第一項及び第三項に規定する業務に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。	**第十条**　信用基金が行う法第十二条第一項に規定する業務に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。
（事業報告書の作成）	（事業報告書の作成）
第十一条　信用基金が行う法第十二条第一項及び第三項に規定する業務に係る通則法第三十八条第二項の規定による事業報告書の作成については、この条の定めるところによる。	**第十一条**　信用基金が行う法第十二条第一項に規定する業務に係る通則法第三十八条第二項の規定による事業報告書の作成については、この条の定めるところによる。
2・3　（略）	2・3　（略）
（財務諸表等の閲覧期間）	（財務諸表等の閲覧期間）
第十二条　信用基金が行う法第十二条第一項及び第三項に規定する業務に係る通則法第三十八条第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。	**第十二条**　信用基金が行う法第十二条第一項に規定する業務に係る通則法第三十八条第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。
（会計監査報告の作成）	（会計監査報告の作成）
第十三条　信用基金が行う法第十二条第一項及び第三項に規定する業務に係る通則法第三十九条第一項の規定による会計監査報告の作成については、この条の定めるところによる。	**第十三条**　信用基金が行う法第十二条第一項に規定する業務に係る通則法第三十九条第一項の規定による会計監査報告の作成については、この条の定めるところによる。
2～4　（略）	2～4　（略）
（短期借入金の認可の申請）	（短期借入金の認可の申請）
第十五条　信用基金は、法第十二条第一項又は第三項に規定する業務に関して通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期	**第十五条**　信用基金は、法第十二条第一項に規定する業務に関して通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の認